

令和3年3月30日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位

那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

那覇市障がい福祉課長

(公 印 省 略)

令和3年度福祉・介護職員等処遇改善（特別）加算及び
福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出等について（通知）

日頃より障害福祉サービスの提供につきまして、格別のご理解とご尽力を賜り御礼申し上げます。
令和3年度福祉・介護職員等処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を4月
から新規又は継続して算定する場合は、**令和3年4月15日までに計画書等の提出が必要**となります
ので通知いたします。当該加算を算定予定の事業者の皆様におかれましては下記に基づき資料を提
出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）【必須】
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）【必須】
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得する場合は必須】

※(2)及び(3)に記載のない事業所及びサービスは算定いたしませんので、漏れが無いよう
ご注意ください。

- (4) 就業規則等

- (5) 労働保険の加入が確認できる書類

（労働保険関係成立届、労働保険概算確定保険料申告書等）

例1：加算Ⅰ→加算Ⅰの場合、(4)及び(5)の提出は不要です。

例2：加算Ⅱ→加算Ⅰの場合、(4)及び(5)の提出が必要です。

※(4)及び(5)については前年度に当該加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得
しようとする場合であって、当該書類に変更が無い場合は提出不要です。

- (6) 障害福祉サービス等処遇改善計画書(特定加算における職員分の変更特例)

職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2-4）【該当する場合のみ提出】

- (7) 特別な事情に係る届出書(別紙様式4)【該当する場合のみ提出】

2 注意事項（必ず読んでください）

※前年度に加算を取得している事業所で、令和3年度計画書の提出のない事業所については、
加算の算定はできません。算定無しに変更させていただきます。

※提出期限4/15（木）を過ぎて届出た場合は、4/1付の加算適用になりません。

（例）4/16（金）加算届出⇒6/1付加算適用

3 提出先等

提出先：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号3F

那覇市 福祉部 障がい福祉課 企画・庶務G 宛て

提出方法：**※郵送**で提出(受領印が必要であれば返信用封筒(切手添付)を同封して下さい。)

※返信用封筒に不備(切手不足)がある場合は返送できません。

3 提出期限

令和3年4月15日(木) **【当日必着】消印有効ではありません。必着です。**

那覇市障がい福祉課 企画・庶務 G 担当：和田、川上、島袋、小橋川、 電話：862-3275 FAX：862-0621
--